

伊奈町立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

伊奈町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

子供たちが、将来、社会の中でたくましく生きていくことができるよう、知・徳・体の調和を図りつつ、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育成すること、すなわち「生きる力」を育むことが大切である。特に、これからは、これまで以上に激しい変化が止まることのない時代になることが考えられ、その社会を「夢と志」をもって、「持続可能な社会の創り手」を育て、主体的、創造的、協働的に生き抜くためには、それに携わる教職員の役割は、ますます重要となっていく。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割は拡大せざるを得ない状況にある。このような中、日本の学校教育のよさを維持し、学習指導要領を着実に実施するには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題となっている。

そのため、伊奈町では、平成29年6月末より、文部科学省・埼玉県教育委員会の委託を受け、「学校現場における業務改善加速事業」に取り組み、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、教員の働き方改革を先進的に進めてきた。

この取組の最終目的は、これからの時代を教師として生きるために、これからの時代を生きる子供を育てるために、「『子供たちの笑顔があふれる学校』をつくること」である。そのために、「子供たちと向き合う時間を確保」し、「学習指導」、「生徒指導」、「余暇の活用」などの取組により、質の高い授業づくりをはじめ、教育活動を一層充実させようというものである。

以上の伊奈町の「学校現場における働き方改革」の目的を踏まえ、伊奈町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画をするものである。

(2) 伊奈町の現状

- 伊奈町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「伊奈町立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、伊奈町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合
小学校	月30時間	12.8%
中学校	月40時間	43.3%

- 時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が中学校で43.3%と多くなっている。生徒指導や教育相談等の業務の負担感が大きくなっており、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - (1) 教職員の時間外在校等時間に関する目標
 - ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
 - ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
 - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - 【カッコ内は令和6年度の数値】
 - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を20日以上にする【15日】

3 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 伊奈町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
 - (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
 - イ 学校以外が担うべき業務
 - ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - ◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、国の動向を見極めながら公会計化の検討を行う。
 - ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、伊奈町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

- ・ 授業支援ソフトや自動採点システム、校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、伊奈町の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、伊奈町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、伊奈町で導入している

出退勤管理システムで把握する。

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。